

業 務 委 託 仕 様 書

1 業 務 名 狭山市上下水道のウォーターPPP 導入に伴う基礎調査業務委託

2 業務目的

本業務は狭山市におけるウォーターPPP を含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。市内の上下水道施設の施設管理及び運営の課題を明確にし、官民連携の基本方針を作成し、導入可能性調査並びに事業者支援の基礎となる資料の作成を行う。

3 業務期間 契約日から令和7年2月28日まで

4 業務範囲

(1) 水道対象施設

計画給水人口：147,100 人

給水区域：市内全域

基幹管路：82km 配水支管：425km 管路総延長：507km

鶴ノ木浄水場：浄水能力 20,000 m³/日 浄水処理方法 凝集沈殿急速濾過

柏原浄水場：浄水能力 3,900 m³/日 浄水処理方法 急速濾過次亜塩素滅菌処理

堀兼浄水場：浄水能力 1,600 m³/日 浄水処理方法 次亜塩素滅菌処理

稻荷山配水場：貯水容量 37,700 m³/日

水野浄水場：浄水能力 200 m³/日 浄水処理方法 次亜塩素滅菌処理

水野配水場：貯水容量 15,000 m³/日

笹井配水場：貯水容量 13,800 m³/日

井戸：13 箇所

緊急貯水槽：7 箇所

(2) 下水道対象施設

計画処理人口：147,700 人

下水道全体計画面積 4125.00ha

下水道事業認可面積 2025.73ha

管路 503 km (汚水) 33 km (雨水)

マンホールポンプ 24 箇所

5 業務内容

5-1 資料収集・整理

市が提供できる資料のほかに、一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料がある場合には、調査（新聞記事・雑誌記事検索も含む。）し、収集すること。その際、必要な場合は著作権処理を受注者の責任と負担において行うこと。

1. 狭山市水道ビジョン
2. 狭山市水道事業経営戦略計画
3. 狭山市水道事業基本計画
4. 狭山市水道事業経営認可変更にかかる書類
5. 荒川流域別下水道整備総合計画（埼玉県下水道局）
6. 狭山市下水道基本構想ビジョン
7. 狭山市下水道全体計画
8. 荒川右岸流域関連狭山公共下水道事業計画
9. 狭山市下水道事業経営戦略計画
10. 狭山市下水道ストックマネジメント計画
11. 狭山市下水道総合地震対策計画
12. 狭山市雨天時浸入水対策計画
13. 施設再構築に関わる施設計画
14. 現行の各種維持管理業務委託仕様書
15. 管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受注者に関する情報
16. 管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容に関する情報
17. 処理場・ポンプ場、浄水場、配水場の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受注者に関する情報
18. その他業務上必要となる資料

5-2 現状把握・課題整理

5-2-1 既存計画の把握と課題整理

資料収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性和事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

5-2-2 施設の維持管理状況の把握と課題整理

既存の各種情報集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。また、現地踏査により確認し、業務対象施設の維持管理状況（運転管理、保守・修繕等）を確認し、現状の維持管理における問題点、課題等を確認する。

5-2-3 業務執行体制の把握と課題整理

資料収集・整理及び関係者ヒアリングの結果を基に、本市の業務執行体制を把握し、現状及び将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

5-2-4 関係者へのヒアリング

市で認識する現在の上下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する担当課へヒアリングを行い、その結果を整理し、資料に取りまとめること。

資料を作成するにあたっては、調査方法、設問内容及び結果について照査すること。また、このヒアリングは、PPP/PFI の経験がない事業者に対しては、その理解や関心を深めることを目的としていることから、現在本市の上下水道事業に従事する既存民間事業者

(管工事組合等の地元企業も含む)も対象とする。

5-2-5 課題の取りまとめ

5-2-1～5-2-4で確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響(解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等)を整理する。

5-3 基本方針の検討

5-3-1 官民連携事業の整理

上下水道事業のウォーターPPPを含む官民連携による運営の適応性の検討に必要な事例の整理。本市の上下水道事業に適応性が高い事業手法を定性的に選定する。

5-3-2 事業範囲の検討

上記の官民連携事業の整理の中から本市の上下水道事業で適応可能な事業手法において、事業範囲の検討を行う。なお、ウォーターPPPの可能性を検討する際には、管渠に関する維持管理、改築更新等を含めることとする。

事業範囲に関しては、複数案を設定し、今後の導入可能性調査において活用できるような基礎資料として整理すること。また、事業範囲については、概略検討のため、最終的に確定させるものではない。

5-3-3 官民連携事業に対する概略評価

上記の検討結果を踏まえ、官民連携の判断基準となる概略のコスト比較を行うものとする。概略検討のため、これまでの実績等を勘案し、検討を行う。

(1) 従来方式の事業費の算定

従来 of 事業手法として市が実施した場合の設計費、建設費等を算出する。なお、維持管理費は現在の委託費等を勘案した費用とする。

(2) 官民連携事業の算定

官民連携事業手法をもとに、民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行うものとする。

(3) コスト比較

従来方式の事業費と官民連携方式の事業費の比較検討を行う。

5-4 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りが無いよう照査を実施する。

次に示す事項を標準として照査を行う。

- ①資料収集、課題整理の適切性
- ②官民連携事業手法の適切性
- ③事業スキーム、概略評価の妥当性
- ④事業費算出の実現性
- ⑤報告書作成の正確性

5-5 報告書作成

本業務で収集した資料、課題及び対応方針等に係る各種検討内容を整理し、報告書とし

て取りまとめる。

5－6 設計協議（打合せ）

本業務の打合せは、着手時、中間（3回）、完了時の合計5回以上とする。中間打合せは、業務の重要な区切りにおいて行う。一般的な業務における中間打合せは3回とするが、業務の規模・内容等を考慮して回数を増減する。

打合せは、具体的な業務内容と進捗管理を行うものとし、受注者は打合せの議事録を作成し、発注者に速やかに提出すること。

6 提出図書

- | | | |
|----------|---------|-----|
| (1) 報告書 | A 4 版製本 | 2 部 |
| (2) 参考資料 | A 4 版製本 | 2 部 |
| (3) 電子成果 | C D－R | 2 枚 |

上記を収録した編集可能なデータ

(Ms Word、Ms Excel、Ms Powerpoint、写真データ、CAD データ、計算データ等)
及び PDF データ

- | |
|---------------|
| (4) 打合せの議事録 |
| (5) 作業月報 |
| (6) その他指示する資料 |

7 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た個人の情報、及び発注者の秘匿すべき情報について第三者に漏らしてはならない。また、委託業務終了後及び契約解除後においても同様とする。

8 その他

- | |
|--|
| (1) 業務については作業予定表を作成し、あらかじめ発注者と協議の上、実施すること。 |
| (2) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と別途協議の上、決定すること。 |
| (3) 本業務の受注者は、今後発注される官民連携事業における事業者となることを妨げるものではないとする。 |
| (4) 本業務の成果については、すべて開示資料（特許等に係るもの以外）として提供予定とする。 |